

公的年金の世代間格差に関する研究

濱 本 知寿香

I はじめに

最近、公的年金の負担・給付に世代間格差が生じているという議論が数多く行われている。これは、後世代ほど保険料負担が重く、保険料に対する給付額が減少するという世代間の不公平問題を指摘するものである。この背景として、次の2点があげられる。第1点は、出生率・死亡率の低下に伴い、わが国の人口高齢化が進行していることである。65歳以上人口の総人口に占める割合は、1970年は7.1%、1985年は10.3%であったが、2020年には23.6%にもなると、厚生省人口問題研究所では予想している。第2点は、将来年金を受け取るために若い間保険料を積み立てておく「積立方式」から、ある時点に給付する年金はその時点の若年層の拠出分で賄う「賦課方式」へ年金運営方式が移行していることである。このように人口が高齢化し、かつ年金制度が賦課方式で行われるようになると、増加する受給者の年金を賄うために保険料が上昇して後世代の負担が重くなるのである。

ところで、公的年金の世代間格差の研究として、高山(1981)、野口(1984)、小椋・西元(1984)、跡田・橋本・林(1989)、高山・舟岡・大竹・関口・渋谷他(1990)などがあげられる。これらは、移転所得、給付額・保険料比率、年金収益率の尺度を用いて公的年金による負担・給付の世代間の不公平が生じていることを示している。このように、現在行われている議論は、若年世代の公的年金負担の重さを強調してはいるが、私的な扶養負担を

無視して、若年世代は不利、老年世代は有利といっている。しかし、社会的に世代間扶養が行われたからといって、私的に行われる部分がなくなっただけではないのである。今日、女性の社会進出や核家族化が進むにつれ、家族の機能は低下しているが、私的な世代間移転は依然として大きな部分を占めている。

そこで、本稿では、公的年金制度が家族内で行ってきた扶養を社会全体で行おうとして制定されたことを考慮し、公的年金の負担額・給付額だけではなく、老親や子供の扶養、遺産といった家族内の世代間移転も含めたうえで世代間の公平を考え、世代間の格差を数量的に示していく。以下では、特に、次の点に注目して考察していく。

- (1) 公的年金の世代間移転に加えて、家族内の世代間移転も考慮すると、世代間格差はどのようなになるか。
- (2) 水平的公平の観点から、各個人がどの世帯に属するか、また、子供の数、子供の教育をどうするかで格差はどれくらい生じてくるか。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、第II章では、私的な移転である家族内の世代間移転についてみていく。第III章では、本稿の分析で用いる仮定について述べ、第IV章では、分析結果を示し、第V章では、本稿のまとめと今後の課題を述べて結びとする。

II 家族内の世代間移転

この章では、本稿のなかで大きな役割を占める家族内の世代間移転についてみていく。

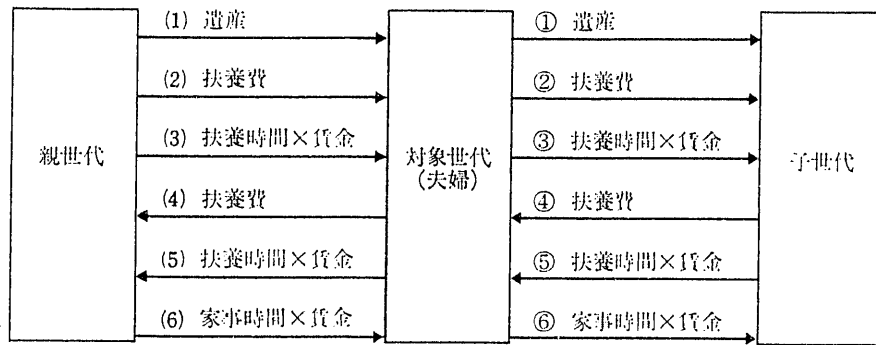


図1 家族内の世代間移転

本稿の分析で、家族内の世代間移転として考慮するものは図1のとおりである。親世代から対象世代へ移転されるものとして、遺産、扶養費、扶養時間×賃金、親世代と同居する場合に限り家事時間×賃金を考える。また、対象世代から親世代へ移転されるものとして、扶養費、扶養時間×賃金を考える。対象世代と子世代の世代間移転も同様である。

以下では、個々の世代間移転について説明していく。

1. 遺産

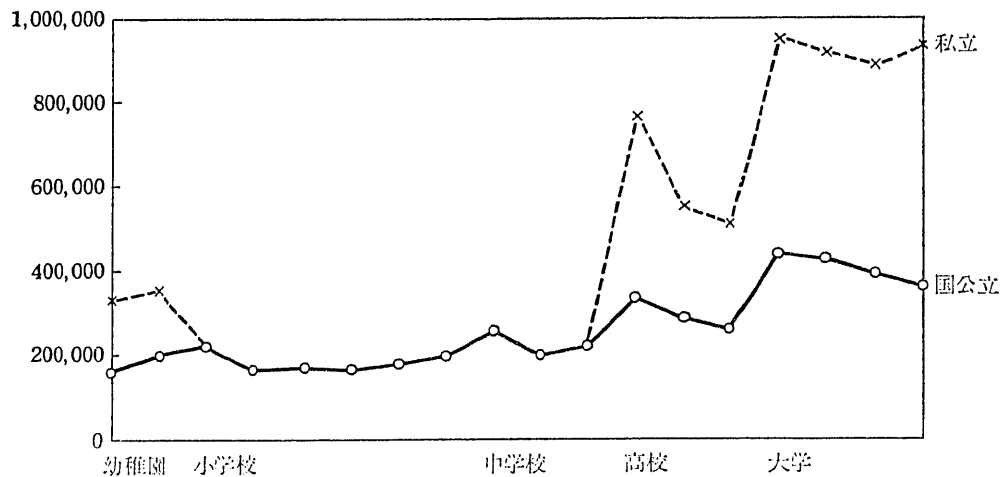
遺産の重要性を示した研究として、Barro (1974), Kotlikoff-Summers (1981) などがあげられる。Barro (1974) は、遺産の役割を重視し、賦課方式で行われている年金制度のもとでは、老年世代は若年世代の年金保険料が増加することを考慮して遺産額を増加させるので、増大する若年世代の保険料負担は相殺されてしまうであろうと論じている。また、Kotlikoff-Summers (1981) は、アメリカの家計の保有資産のうち、81%は世代間移転された資産であり、その移転資産のうち64%が遺産によるものであると推計している。以下では、日本における遺産の実態をみてみる。

まず、総務庁が1990年に行った「老後の資産に関する調査」によると、60歳以上の高齢者のうち、大都市では「自分の老後のために不動産を使い、相続は面倒を見てくれた子供に」、地方では「資産を子孫に残し、長男に相続させたい」と考えている人が多くなっている。全体的にみて、子孫になんらかの資産を残してやるのがよいという人が

64.7%になっている。また、野口・上村・鬼頭 (1989) は、45歳から64歳を対象に遺産の実態調査を行っているが、これによると、「財産を残したいと思う」という夫が70.0%、妻が67.3%となっている。この2つの調査より、少なくとも中高年世代は遺産を後世代に移転しようと考えており、遺産は世代間移転を考える上で見逃せないものといえるだろう。

2. 扶養費 I

ここでは、親世代から対象世代、対象世代から子世代への扶養費のなかで大きな割合を占める教育費の現状をみる。まず、『家計調査』(総務庁)で、勤労者世帯における教育費の消費支出に占める割合の推移をみると、1973年は2.5%、1976年は3.1%、1984年は4.1%、そして1989年には4.8%と、16年間で約2倍に増加し、家計の教育費負担が重くなっている。次に、『保護者が支出した教育費調査』、『学生生活調査』(文部省)から子供1人にかかる学年別教育費をみると、図2のようになる。これより、特に大学生に対する教育費負担が重いこと、国公立と私立の格差が大きいことがわかる。なお、ここでは大学生の仕送り金を含めていないが、『学生生活調査』によると、1988年における家庭からの仕送り額は、国立学生で約83万円、私立学生で約130万円になっている。世帯主が45歳から49歳までの勤労者世帯の可処分所得が年に約551万円(1988年)であることも考慮すると、家計の負担がいかに重いかわかるであろう。



(資料) 文部省『保護者が支出した教育費調査』(1988), 文部省『学生生活調査』(1988) より作成。

図2 子供1人にかかる教育費

3. 扶養費Ⅱ

ここでは、対象世代から親世代、子世代から対象世代への移転をみていく。公的年金が充実するにつれ、高齢者も老後生活が自分たちで賄えるようになり、その子供家族と同居する場合でも家計を別々にする傾向がみられる。ところで、社会保障研究所は、1973年と1985年に静岡県掛川市で高齢者世帯の家計調査を行っている。その調査結果の1つとして同居世帯における親世代とその子供家族の家計分離状況が示されているので、ここに幾つか抜き出してみる(表1)。この表より、高齢者夫婦が、1973年に核家族か夫婦世帯をとり、1985年に三世帯世帯となったときに老人家計と子供夫婦家計の分離が大きいことがわかる。そのな

かには、子供夫婦の家計簿支出よりも老人家計簿支出のほうが多い世帯もみられる。また、老人の年齢が若いほど家計が分離している世帯が多いこともこの表よりわかる。

老人も自分たちで老後生活が賄えるようになっていることを考慮すると、夫婦世代が老人1人を扶養する費用は子供1人を扶養する費用よりもかなり少なくなると思われる。

4. 扶養時間×賃金

これは、親世代から対象世代・対象世代から子世代、あるいは対象世代から親世代・子世代から対象世代に行う扶養を経済的に評価して金額で表したものである。この扶養の経済的評価について

表1 世帯変動タイプ別老人家計簿の分離状況

1985年の 世帯類型	1973年の 世帯類型	年齢	世帯人員	実 支 出 (%)		
				総家計簿	家計簿	老人家計簿
高齢者夫婦とその 子供家族 世帯	核 家 族 世 帯	62	6人	100	13.7	86.3
		68	6人	100	36.7	63.3
		67	6人	100	95.3	4.7
	夫婦世帯	75	6人	100	55.0	45.0
		68	7人	100	43.5	56.5
	三 世 代 世 帯	75	5人	100	85.8	14.2
		71	6人	100	75.6	24.4
		74	6人	100	93.9	6.1
		75	6人	100	86.1	13.9

(資料) 岩田正美「同居世帯家計と高齢者の生活費」『季刊・社会保障研究』Vol. 23, No. 3, 1987年, 332頁より抜粋。

は一般的な合意が得られているわけではなく、方法が定まっているわけでもない。しかし、本稿の分析で扶養した分の評価額を世代間移転として考慮しないと、扶養に時間をかけた人の移転分は無視され、費用をかけた人の移転分だけが評価されてしまうことになる。そこで本稿では、扶養に費やした時間に扶養するのに値する賃金を掛けるという方法を用いて扶養した分を評価し、これを世代間移転に含めていく。

5. 家事時間×賃金

老親が家事をしてくれるということは、特に仕事をもち妻にとっては有り難いものである。本来なら10の家事をするところを、親が手伝ってくれたために7だけすればよく、あとの3の家事をする時間は他のことに回せるといった場合などを考えてみると、親が手伝ってくれた分を見逃すことはできない。そこで、親世代が子供夫婦の家事を手伝った分も、世代間移転の1つとして考慮していく。

総務庁『社会生活基本調査』(1986年)から、同居世帯における親世代女性の家事時間をあげてみると、「夫婦と子と両親の世帯」で、対象世代の妻が仕事をもっている場合には、1日あたり家事時間は221分、育児時間は53分、また、対象世代の妻が仕事をもっていない場合には、家事時間は182分、育児時間は24分となっている。これより、妻が仕事をもつ場合に、親の家事・育児時間が多くなることがわかる。

III 分析の枠組み

公的年金の世代間移転に家族内の世代間移転も考慮することから、本稿の分析は世帯単位で行っていく。また、異なる世代をみるために、夫が1946年生まれ、1956年生まれ、1966年生まれという3つの世代をとる。

1. 分析の尺度

世代間の比較尺度として、本稿では費用・便益分析を用いる。これまで費用・便益比率を用いて

「公正」の問題を考察したものとして木村(1985)などがあげられる。この分析は、費用Cと便益Bの現在価値を求め、 B/C あるいは $B-C$ を比較するものである。

ここで、図1を参照しながら本稿の分析における便益と費用を確認しておく。

便益B: 年金給付額+(1)+(2)+(3)+(6)+④+⑤

費用C: 年金保険料+(4)+(5)+①+②+③+⑥

本稿では、1985年を現在価値とし、 B/C という比率を求めて比較していく。

2. 基本モデル

本稿では、対象世代・子世代とも4年制大学を卒業し、労働期間は23歳から59歳までとする。男性は28歳、女性は26歳で結婚し、第1子は夫が30歳、第2子は33歳のときに生まれ、男性は76歳、女性は81歳で死亡すると仮定する。また、1946年生まれの人3人兄弟、1956年・1966年生まれの人2人兄弟で、対象世代の夫・妻とも長子で、幼稚園・小学校・中学校・高校・大学は国公立とする。対象世帯は勤労者世帯とし、対象世代は、壮年期は「夫婦のみの世帯」、「夫婦と親の世帯」、「夫婦と親と子の世帯」、「夫婦と子の世帯」のいずれか、老年期は「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子の世帯」、「夫婦と子と孫の世帯」のいずれかに属すると仮定する。なお、妻については有業か無業かという区別もする。そして、対象世代がもつ子供の数は、0人、1人あるいは2人のいずれかで、子供をもつ世帯については、1人っ子で国公立へいく場合、1人っ子で主に私立へいく場合、兄弟が2人で共に国公立へいく場合、兄弟が2人で共に主に私立へいく場合にわけらる。

もう一度図1を参照し、今度は世帯ごとの便益Bと費用Cをまとめてみる(表2)。親と別居している場合も、親への扶養費、扶養時間×賃金は考慮すべきであるが、ここでは考えないことにする。

3. 所得

年金の保険料・給付額を計算するためには、個人の生涯の所得を知る必要がある。そのために、

表2 世帯別の便益と費用

壮年期 老年期	夫婦のみ		夫婦+親	夫婦+親+子	夫婦+子
	便益	年金給付額 (1)(2)(3)	年金給付額 (1)(2)(3)(6)	年金給付額 (1)(2)(3)(6)	年金給付額 (1)(2)(3)
夫婦のみ	費用	年金保険料	年金保険料 (4)(5)	年金保険料 (4)(5)(1)(2)(3)	年金保険料 (1)(2)(3)
夫婦+子	便益			年金給付額 (1)(2)(3)(6)(4)(5)	年金給付額 (1)(2)(3)(4)(5)
	費用			年金保険料 (4)(5)(1)(2)(3)(6)	年金保険料 (1)(2)(3)(6)
夫婦+子+孫	便益			年金給付額 (1)(2)(3)(6)(4)(5)	年金給付額 (1)(2)(3)(4)(5)
	費用			年金保険料 (4)(5)(1)(2)(3)(6)	年金保険料 (1)(2)(3)(6)

まず、総務庁『全国消費実態調査』(1984年)を用いて、1946年・1956年・1966年生まれのコーホートについて、世帯類型別に年齢一賃金プロファイルを求める。この『全国消費実態調査』は5年に1回しか行われていないため、過去の各年の分が得られない。そこで、誤差が生じることにはなるが、どの世帯にも、また、どの年齢にも各年の『家計調査』の世帯主定期収入上昇率、あるいは妻の収入上昇率を当てはめて推計する。さらに、将来の分は、賃金上昇率が4%と仮定して推計していく。なお、『全国消費実態調査』で調査されている世帯のうち、例えば子供が下宿している場合は、「夫婦と子の世帯」、「夫婦と親と子の世帯」ではなく、「夫婦のみの世帯」、「夫婦と親の世帯」に区分されるのに対し、本稿の「夫婦のみの世帯」、「夫婦と親の世帯」は生涯子供をもたない世帯であるため、これら2つの世帯の所得に誤差が生じている。そのため、何らかの推計を行うべきであるが、本稿の分析のなかで、このような誤差がもたらす影響は小さいと思われるため、調査による数値をそのまま用いている。そのようなもとで世帯類型別の総所得をみると、夫婦+親+子(妻:有業, 以下(有)と略する), 夫婦のみ(有), 夫婦+親(有), 夫婦+子(有), 夫婦+親+子(妻:無業, 以下(無)と略する), 夫婦+子(無), 夫婦のみ(無), 夫婦+親(無)の順に少なくなっている。

4. 年 金

本稿では勤労者世帯を対象にし、公的年金のうち厚生年金保険と国民年金が適用されると考える。

まず、厚生年金保険料は、年齢一賃金プロファイルから各年の標準報酬を出し、その年の保険料率を掛けて求める。この標準報酬には上限・下限があるが、保険料は標準報酬に比例している。将来の厚生年金の保険料率は、1989年財政再計算結果に基づき、年金改定率4%, 消費者物価上昇率2%, 運用利回り5.5%のもとで、5年ごとに2.2%ずつ引き上げられ、最終的には26.1%になるとする。また、女性の保険料率は毎年0.15%ずつ引き上げられ、1993年から男女同率になるように予定されている。なお、保険料は本人と使用者で折半されるが、本稿では本人が全額負担するとみなして分析していく。次に、国民年金保険料は、学生である20歳から22歳は国民年金に任意加入し、結婚後仕事を辞めた女性は、1985年までは任意加入していると仮定する。1986年以降は年金改正により、このような女性は国民年金に強制加入となっているが、保険料を納めなくても夫が厚生年金保険に加入していれば国民年金に加入しているとみなされる。そこで、無業の妻は、夫の退職後から妻自身が60歳に達するまでのみ、国民年金の保険料を納めればよいことになる。

年金給付については、1989年の年金法改正で、「65歳支給開始」は野党の強い反対があり見送られたが、今後は65歳支給開始の方向へ動くことが

予想される。そこで、本稿では支給開始年齢が段階的に65歳へ引き上げられると仮定して分析する。なお、基礎年金給付額の3分の1が国庫負担により賄われているが、本稿ではこの分を除いて計算していく。

5. 扶養費

主に『全国消費実態調査』を使い、以下に説明していくものでデータがない場合、過去の分については『家計調査』の対前年上昇率を用いて推計し、将来の分については結婚費用以外のものは過去5年の上昇率の平均値を求め、それをもとに推計していく。

〈子の扶養費〉『全国消費実態調査』を用い、高校生以下の扶養費を費目別に推計する。「食料」は酒類・学校給食の支出分を除いてから人頭割りした値が子供1人にかかる費用とし、「光熱・水道」は子供1人の増加による上昇分を扶養費とする。「被服及び履物」は乳児用・子供用（小学生以下）の支出分はそのまま使用し、それ以外（中学生以上）は大人の半分が子供に相当するとみなす。「保健医療」は人頭割りし、「その他の消費支出」は諸雑費のうちパーマネント代、セット代、化粧品、身の回り品、たばこを除いてから人頭割りして求める。なお、「住居」・「家具・家事用品」・「交通通信」・「教養娯楽」は除外する。また、これらの費目に対する大学生の扶養費は仕送りの形で支払われるとする。

「教育」も『全国消費実態調査』で調査されているが、本稿ではまず、高校生以下については、文部省の『父兄負担の教育費調査』、『父兄が支出した教育費調査』（1952～1981年）、『保護者が支出した教育費調査』（1982年～）を用いる。というのは、この調査は、幼稚園（ただし1978年以降）・小学校・中学校・高校の各学年ごとの学校教育費・家庭教育費が詳しく記されているからである。そして、この調査では、学校給食費・通学費・教養娯楽などにかかった費用も示されているため『全国消費実態調査』のなかからこれらの費用は除いて分析していく。なお、Ⅲ章の基本モデルで述べた「国公立へいく場合」とは幼稚園・小

学校・中学校・高校が公立、大学が国立の人、「主に私立へいく場合」とは幼稚園・高校・大学は私立、小学校・中学校は公立の人のことをいう。幼稚園・高校は、私立も調査の対象となっているが、小学校・中学校は、私立の調査がされていないため、このようにわけている。次に、大学生については、文部省『学生生活調査』を参考にし、扶養費として、学年別の年間授業料・その他の学校納付金と仕送りのみを考える。以上説明してきた教育費は、各世帯の兄弟数に比例して大きくなると仮定している。

また、子供のこづかいは、幼稚園・小学1～2年・小学3～4年・小学5～6年・中学・高校別に調査されている貯蓄増強中央委員会の『貯蓄に関する世論調査』を用いる。

さらに、親が援助した結婚の費用は、三和銀行による『挙式前後の出納簿』を参考にする。豪華な結婚式が行われている今日だが、働く女性が増え、結婚年齢が遅くなっていることなどから親からの自立がみられ、援助額の伸び率はごくわずかで、マイナスになっている年もある。そこで、親が援助する結婚費用は、今後も1989年と同額と仮定する。

以上あげたものを親世代から対象世代、あるいは対象世代から子世代への扶養費とする。また、デフレーターには消費者物価指数を用い、将来の消費者物価上昇率は2%とする。

〈親の扶養費〉親世代との同居によりかかる費用をみるために、『全国消費実態調査』から勤労者世帯で世帯主だけが働いている「夫婦のみの世帯」・「夫婦とその親の世帯」を取り上げる。そのうち世帯主年齢が30歳未満と30～39歳という世帯の消費支出を表3に示す。これをみると、同居により大きく増加する費目は少ないことがわかる。これらの費目のうち、本稿では親の扶養費として、夫婦のみの世帯の支出(b)に対する夫婦とその親の世帯の支出(a)が比較的大きい「食料」、「光熱・水道」を考える。「その他の消費支出」も大きくなっているが、これに含まれる品目は多く、年齢により変動がみられることから、親の扶養費の予想は難しい。そこで、「その他の消費支出」は親の

表 3 夫婦とその親の世帯の支出(a)と夫婦のみの世帯の支出(b)の比較

表 3-a (勤労者世帯) 世帯主だけが働いている世帯 世帯主が30歳未満

世帯主 30歳 未満	消費支出	食料	住居	光熱・ 水道	家具・家 事用品	被服及び 履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	その他の 消費支出
(a)	235,823	69,864	4,211	18,126	12,147	9,741	5,722	26,583	—	13,917	75,513
(b)	193,517	49,617	26,814	9,709	9,229	12,568	5,670	24,273	—	19,644	35,993
(a)/(b)	1.2	1.4	0.2	1.9	1.3	0.8	1.0	1.1	—	0.7	2.1

表 3-b (勤労者世帯) 世帯主だけが働いている世帯 世帯主が30～39歳

世帯主 30～ 39歳	消費支出	食料	住居	光熱・ 水道	家具・家 事用品	被服及び 履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	その他の 消費支出
(a)	214,967	66,636	2,636	17,049	11,483	11,569	5,003	24,844	—	14,238	61,510
(b)	215,685	56,546	20,761	10,793	10,068	13,370	6,038	31,364	1	19,849	46,896
(a)/(b)	1.0	1.2	0.1	1.6	1.1	0.9	0.8	0.8	—	0.7	1.3

(資料) 総務庁『全国消費実態調査』(1984)より作成。

消費支出には入れないことにするが、さらに、同居により増加する支出を、衣服や教養娯楽にかかる費用を減らすことにより賄っている可能性なども考慮すると、親の扶養費としてここで仮定するものは過小評価になっている。なお、「住居」をみると、(a)/(b)が極端に小さくなっているが、これには、同居する場合は親が住居費を支払ってくれる、あるいは親が建てた家に住むために家賃を払わなくてもよいなどの理由が考えられる。そこで、住居費については、親と同居することにより減った分は、逆に親から移転されているとみなす。

6. 扶養・家事労働の経済的評価

扶養、家事労働の経済的評価を行うこと自体に議論の余地はあるが、本稿では、家事に費やした時間にその労働に相当する賃金を当てはめて経済的評価を行っていく。そこで、この評価の対象となる時間と賃金についての説明をしておく。

〈時間〉世帯別、妻の有業・無業別の家事・育児・買物時間数は、『社会生活基本調査』の1986年版を使って、年齢別に求める。また、親と同居する場合は、親世代が対象世代に対して行う家事・育児・買物時間数も考慮するが、年齢別に調査されていないので、すべての年齢の親世代の家事・育児・買物時間数は同じであるとする。なお、ここでは、親世代が行う世話は長子が小学校の間まで、家事は長子が高校の間までと仮定する。

この『社会生活基本調査』は世帯別、妻の有業・無業別の時間数が調査されているため、本稿の分析に適した資料である。しかし、この調査は1976年から5年ごとに行われているが、1976年と1981年については、妻の有業・無業別の時間数が記されていない。そこで、本稿では1986年だけ利用し、過去においても将来においても1986年の時間数と同じであると仮定して分析しているため、実態が把握できていないという欠点がある。

〈賃金〉扶養・家事労働の1時間あたりの賃金は、朝日生命保険相互会社『経済月報 家計環境変動下のライフサイクル』(1983)を参考にし、家事の内容からそれに類似した女性の職種を『賃金センサス』(労働省)から探し、それぞれの職種の所定内給与、所定内労働時間、年間賞与を年齢別に求め、次の式にあてはめる。

時間あたり賃金

= 所定内給与 / 所定内労働時間

+ 年間賞与 / (12 × 所定内労働時間)

扶養・家事労働の賃金は、『賃金センサス』から取り出した職種の賃金の平均値に相当するとみなしている。『賃金センサス』を使ったのはデータの制約から1976年から1988年までで、1975年以前は過去における各年の女子の賃金上昇率を用いて推計する。また、1989年以降は賃金上昇率が4%であると仮定している。なお、割引率として1988年までは過去における各年の常用労働者の賃

金上昇率を用い、1989年以降は4%とする。

7. 遺 産

遺産は、移転のなかでも重要な位置を占めるにもかかわらず、遺産額の全国的なデータは見当たらない。こういった状況であるが、『経済研究』116号で、家計の保有資産の推計が行われている。この推計では、家計資産として金融資産と実物資産を考え、この2つの資産合計から負債を控除した正味資産の年齢別、1世帯あたりの金額を算出している。この推計によると、1984年時点で75歳以上の人の1世帯あたり資産保有額の平均値は4,438万円になっている。死亡する時点の資産ではないので、75歳以上の人の資産を遺産額としてしまうには無理があるが、本稿では、この4,438万円を1世帯あたりの遺産額として分析を進めていく。また、遺産のうち、同居していた場合には、実物資産+金融資産/兄弟数を、別居していた場合には、金融資産/兄弟数を夫婦それぞれが受け取るという大まかな仮定もここではする。実際には、父から子へ直接移転されるだけでなく、父から母への水平的な移転が行われ、それが消費されて子へ移転するという場合もあるので、仮定の設定の仕方により移転額が変わるが、データ不足のためやむを得ない。

IV 分析結果

夫が1946年・1956年・1966年生まれの「夫婦のみの世帯(有)(無)」,「夫婦と親の世帯(有)(無)」,「夫婦と親と子の世帯(有)(無)」,「夫婦と子の世帯(有)(無)」について、公的年金の費用・便益比率を求めたものが表4である。

〈結果1〉 後世代ほど費用・便益比率は小さくなる。例えば、「夫婦と親と子の世帯」で、妻が有業という場合、1946年生まれで1.21, 1956年生まれで0.81, 1966年生まれで0.65となり、公的年金は後世代ほど年金保険料に対する給付額が少なく、前世代よりも不利となることがわかる。

〈結果2〉 世帯別に、1956年生まれ、1966年生まれの費用・便益比率をみると、

夫婦のみ(有)<夫婦+親+子(有)<夫婦+親(有)
<夫婦+子(有)<夫婦+子(無)<夫婦のみ(無)
<夫婦+親+子(無)<夫婦+親(無)

となる。「夫婦と親と子の世帯」を除くと、世帯類型別の総所得の関係と対応し、総所得が低いほど費用・便益比率は大きくなる。「夫婦と親と子の世帯」が総所得に対応しなかったのは、その世帯の夫の所得が他の世帯より高いことから、遺族厚生年金も高くなったためだと思われる。しかし、全体的にみて、世帯間の費用・便益比率格差は1956年生まれで最大でも0.16, 1966年生まれで0.13となっており、比較的小さいことがわかる。

〈結果3〉 1956年・1966年生まれば、どの世帯も妻(無)>妻(有)だが、1946年生まれはそのようになっている。これは、この分析における無業の妻は1985年まで国民年金に任意加入すると仮定しているので、1946年世帯の妻は、1956年・1966年世帯よりも多くの保険料を支払っているためだと思われる。1986年の年金改正で、女性の年金権を確立するために無業の妻は保険料を支払わなくても給付されることになったことから、無業と有業の不公平が生じていることを反映した結果が出ているといえるであろう。

次に、公的年金の世代間移転に加えて、家族内の世代間移転も考慮した結果が、表5である。対

表4 公的年金の費用・便益比率

世帯 夫	夫婦のみ (有)	夫婦のみ (無)	夫婦+親 (有)	夫婦+親 (無)	夫婦+親 +子 (有)	夫婦+親 +子 (無)	夫婦+子 (有)	夫婦+子 (無)
1946年生まれ	1.18	1.22	1.22	1.33	1.21	1.20	1.21	1.20
1956年生まれ	0.79	0.87	0.81	0.95	0.81	0.87	0.82	0.86
1966年生まれ	0.63	0.70	0.65	0.76	0.65	0.70	0.66	0.69

表 5 世代間の費用・便益比率

壮年 老年	夫婦のみ (有)	夫婦のみ (無)	夫婦+親 (有)	夫婦+親 (無)	夫婦+親+子 (有)				夫婦+親+子 (無)				夫婦+子 (有)				夫婦+子 (無)			
					国	国国	私	私私	国	国国	私	私私	国	国国	私	私私	国	国国	私	私私
夫婦のみ	3.06	3.29	2.42	1.93	1.75	1.38	1.59	1.18	1.35	1.06	1.24	0.93	1.20	0.81	1.05	0.67	1.01	0.68	0.90	0.58
	2.71	3.10	2.40	2.00	1.73	1.36	1.53	1.12	1.38	1.08	1.24	0.92	1.18	0.80	1.00	0.64	1.04	0.70	0.90	0.57
	2.71	3.14	2.49	2.11	1.74	1.35	1.49	1.06	1.41	1.08	1.23	0.89	1.19	0.81	0.98	0.62	1.07	0.71	0.89	0.56
夫婦+子 「有」					1.05	0.94	1.00	0.85	0.90	0.79	0.86	0.73	0.71	0.59	0.67	0.54	0.66	0.54	0.62	0.49
					1.05	0.93	0.99	0.83	0.92	0.80	0.87	0.72	0.71	0.59	0.66	0.52	0.67	0.54	0.62	0.48
					1.06	0.93	0.97	0.80	0.93	0.80	0.86	0.70	0.72	0.59	0.65	0.50	0.68	0.55	0.62	0.47
夫婦+子 「無」					1.17	1.03	1.11	0.94	1.00	0.87	0.96	0.81	0.83	0.69	0.79	0.62	0.77	0.63	0.73	0.57
					1.16	1.02	1.09	0.91	1.02	0.88	0.96	0.79	0.82	0.68	0.76	0.60	0.78	0.63	0.72	0.56
					1.16	1.01	1.07	0.87	1.02	0.88	0.95	0.77	0.83	0.68	0.75	0.58	0.78	0.63	0.72	0.54
夫婦+子 +孫 「有」					0.99	0.88	0.94	0.81	0.85	0.74	0.81	0.69	0.64	0.54	0.61	0.49	0.60	0.49	0.56	0.45
					0.99	0.88	0.93	0.79	0.87	0.76	0.82	0.69	0.65	0.54	0.60	0.48	0.61	0.50	0.57	0.45
					1.00	0.88	0.92	0.76	0.89	0.76	0.82	0.67	0.66	0.55	0.60	0.47	0.63	0.51	0.57	0.44
夫婦+子 +孫 「無」					1.08	0.96	1.03	0.87	0.93	0.81	0.88	0.75	0.73	0.61	0.69	0.55	0.68	0.55	0.64	0.50
					1.08	0.95	1.01	0.85	0.94	0.82	0.89	0.74	0.74	0.61	0.68	0.54	0.69	0.56	0.64	0.50
					1.09	0.95	1.00	0.82	0.96	0.82	0.89	0.72	0.75	0.61	0.68	0.52	0.71	0.57	0.64	0.49

象世代が壮年期にとる世帯と老年期にとる世帯を組み合わせ、上から、1946年生まれ、1956年生まれ、1966年生まれの順に結果を示している。

〈結果 4〉 公的年金では 1946年・1956年・1966年生まれで大きな格差がみられたが、家族内の世代間移転も考慮すると、その差はほとんどなくなっている。例えば、「夫婦と子の世帯」で妻が有業の場合、公的年金の費用・便益比率は1946年と1966年生まれで0.55の差があったが、家族内移転も考えると、最大でも0.07と大きく格差が縮まっている。

〈結果 5〉 各個人が属する世帯により、費用・便益比率は大きく異なる。

壮年期では、

夫婦のみ(無)＞夫婦のみ(有)＞夫婦+親(有)＞夫婦+親(無)＞夫婦+親+子(有)＞夫婦+親+子(無)＞夫婦+子(有)＞夫婦+子(無)

となる。まず、世帯別にみる。夫婦のみ＞夫婦+親となるのは後者は親の扶養負担があるためで、夫婦+親＞夫婦+子となるのは、親より子の扶養負担が重いためである。また、扶養する人が多いにもかかわらず夫婦+親+子＞夫婦+子となるのは、遺産が影響しているためと思われる。次に、妻の就業形態別にみると、夫婦のみ世帯以外は、有業＞無業となる。これは、無業の妻のほう扶

養時間が多いことと、親と同居する場合は仕事をもつ妻のほう親から夫婦への家事時間が多くなることを考えれば納得がいくだろう。一方、夫婦のみ世帯は無業＞有業となるが、これは、公的年金制度の影響が大きいためである。すなわち、妻が無業の世帯のほう総所得が低い結果である。壮年期を全体的にみると、妻が有業、無業にかかわらず夫婦のみ＞夫婦+親＞夫婦+親+子＞夫婦+子となることがわかる。これは、どの世帯に属するかで費用・便益比率が大きく変わること示している。

次に、老年期では、

夫婦のみ＞夫婦+子(子：無業、以下「無」と略する)＞夫婦+子+孫「無」＞夫婦+子(子：有業、以下「有」と略する)＞夫婦+子+孫「有」となり、子世代の妻の仕事の有無が大きく影響している。子世代の妻が有業の場合、対象世代(夫婦)の家事による移転分が多くなるため子世代の妻が無業＞有業となっている。また、夫婦+子＞夫婦+子+孫については、対象世代が行う孫の世話が影響している。

〈結果 6〉 子供の人数、子供の教育により比率が異なっている。まず、子供の有無で格差が出てくる。例えば1946年生まれでみると、老後は共に「夫婦のみ世帯」でも、壮年期に「夫婦のみの世帯

〔有〕」の場合は3.06,「夫婦と子の世帯(有)」、子は2人で共に国立」の場合は0.81と、大きな格差が生じる。また、1人っ子で国公立にいく世帯を「国」、2人兄弟で共に主に私立にいく世帯を「私私」と表すと、費用・便益比率は、国>私>国国>私私となる。以上より、子供の扶養負担、そのなかでも教育費の負担が大きいこと、また、子供が増えるほど負担が重くなって、費用・便益比率は小さくなることがわかる。

V 結 び

本稿では、公的年金は後世代ほど負担が重く、若年世代は不利、老年世代は有利といわれていることに着目し、世代間の移転を考えるなら公的な側面だけでなく私的な側面もみた上で論じるべきだという考えをもって分析を行い、次のような結論を得た。

- 1) 公的年金は、たしかに後世代ほど不利になっているが、家族内の私的な側面も考慮すると、世代間の費用・便益比率格差はなくなった。
- 2) 同世代では、個人が属する世帯により費用・便益比率格差が生じ、そのなかでも、子供がいる世帯に属する場合に比率が小さくなる。この原因として、子供の扶養、特に教育の負担が重いことがあげられる。

2)の結論から、子供をもつ世帯と、子供をもたない世帯の格差をなくすための対策をたてる必要があると思われる。そこで、以下のようなものを考えてみた。

- 〔1〕 児童手当制度をもっと充実させる。
- 〔2〕 年金保険料を求める際に、子供がいる世帯に対して標準報酬から扶養控除を行う。

まず、〔1〕からみていく。児童手当制度改正により1991年度からは、支給範囲が第1子からに広げられ、支給額が2倍に引き上げられたが、支給期間が小学校入学前から3歳未満までに引き下げられた。しかし、親の負担は3歳未満だけではなく、それ以降もますます重くなっていくことから、この児童手当制度は子供のいる世帯に対して効力

があるとはいいい難いであろう。現在、費用負担が事業主：国：地方で7：2：1となっているが、国の負担分を増やすことによりこの児童手当制度が充実したものとなることを望む。

次に、〔2〕について述べる。年金制度は、そもそも世代間で扶養しあうという制度であるから、前世代だけでなく後世代とも扶養しあうというものである。ということは、将来の社会を担う後世代の人たちを、ある世帯だけでなく社会全体で作り上げていかねばならない。ところで、現行の年金制度は子供の有無を考えずに、標準報酬に保険料率を掛けて保険料を求めているが、子供がいる世帯は後世代を育てるために、子供がいない世帯よりも追加的に多額の扶養費用をかけている。数十年後には逆に子供から親への老人扶養が行われることを考慮したとしても子供への扶養額のほうがかなり大きな値をとっている。このことから、保険料を算定するうえでこれらの費用に配慮しながら調整を加えていくことが必要になると思われる。そこで、幼稚園・小学校・中学校・高校・大学別の扶養控除額を定め、子供をもつ世帯に対して該当する値を標準報酬から差し引くという方法で年金保険料を求めていくことをここでは提言する。子供がいる世帯といない世帯の年金保険料負担の調整を実際に行うとなると、保険料の算定が複雑になるが、今後はこのような調整を行うことも必要になってくるのではないだろうか。

本稿では、税制を考慮せずに議論してきたが、次の課題として、さらに税制も含めた議論を進めていくつもりである。

＊ 本稿を作成するにあたり、御指導、御助言下さいました木村陽子奈良女子大学助教授、上村協子東京家政学院大学講師に厚く御礼申し上げます。

参考文献

- 〔1〕 AIU 保険会社『現代子育て経済考 1989年版』, 1989年3月。
- 〔2〕 朝日生命保険相互会社『経済月報 家計環境変動下のライフサイクル』, 1983年3月号。
- 〔3〕 跡田直澄・橋本恭介・林 宏明「人口の高齢化と税・年金制度——コーホート・データによる制度改革の影響分析——」『帝塚山大学 Discussion Paper』No. 10, 1989年3月。

- [4] Barro, R. J. (1974), "Are Government Bonds Net Wealth?" *Journal of Political Economy*, Vol. 82, No. 6, pp. 1095-1117.
- [5] 濱本知寿香「女性の年金権の確立に関する一考察」『家政学研究』Vol. 36, No. 1, 1989年, 49-54頁。
- [6] ILO (1982), "Unpaid work in the household".
- [7] 岩田正美「同居世帯家計と高齢者の生活費——掛川市における追跡調査の分析から——」『季刊・社会保障研究』Vol. 23, No. 3, 1987年, 329-343頁。
- [8] 岩田正美『老後生活費——今日と明日——』, 法律文化社, 1989年。
- [9] 川口 弘・川上則道『高齢化社会は本当に危機か』, あけび書房, 1989年。
- [10] 木村陽子「公的年金と所得の再分配——『年金制度改革案』をめぐって」社会保障研究所編『福祉政策の基本問題』, 1985年, 163-181頁。
- [11] Kotlikoff, L. J. and Summers, L. H. (1981), "The Role of Intergenerational Transfers in Aggregate Capital Accumulation," *Journal of Political Economy*, Vol. 89, No. 4, pp. 706-732.
- [12] 村上 清『年金制度はどうなるか』, 東洋経済新報社, 1989年。
- [13] 野口悠紀雄「公的年金における受給・負担構造の世代間格差」『季刊現代経済』, 1984年, SPRING, 4-17頁。
- [14] 野口悠紀雄・上村協子・鬼頭由美子「世代間移転における家族の役割」『一橋論叢』第102巻第6号, 1989年12月号, 749-771頁。
- [15] 小椋正立・西元 亮「厚生年金改革の効果にかんするシミュレーション分析」『季刊現代経済』, 1984年, WINTER, 89-103頁。
- [16] 三和銀行ホームコンサルタント『挙式前後の出納簿』No. 159, 1989年9月。
- [17] 高山憲之「厚生年金における世代間の再分配」『季刊現代経済』, 1981年, SUMMER, 114-125頁。
- [18] 高山憲之「年金改革をどう進めるか」『季刊現代経済』, 1982年, AUTUMN, 4-17頁。
- [19] 高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・渋谷時彦「日本の家計資産と貯蓄率」『経済分析』第116号, 1989年9月。
- [20] 高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・渋谷時彦他「人的資産の推計と公的年金の再分配効果」『経済分析』第118号, 1990年3月。
- (はまもと・ちずか 奈良女子大学大学院博士課程)